その他告示

○国土交通省告示第八百七十六号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区
四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	変更前
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
(1)　飛行場に係る灯火	(1)　飛行場に係る灯火
航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等	航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等
（略）	（略）
高速離脱用誘導路指示灯 / 発光ダイオード、航空黄の不動光 / 三千四百カンデラ / 滑走路を離脱しようとする航空機から見て、高速離脱用誘導路への出入経路と滑走路中心線との接続点から滑走路進入端の側に約三百メートルまでの間に、各灯火の間隔約百メートル	高速離脱用誘導路指示灯 / 白熱電灯、航空黄の不動光 / 四千百カンデラ / 滑走路を離脱しようとする航空機から見て、高速離脱用誘導路への出入経路と滑走路中心線との接続点から滑走路進入端の側に約三百メートルまでの間に、各灯火の間隔約百メートル
（略）	（略）
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
(5)　滑走路Ｄに係る灯火	(5)　滑走路Ｄに係る灯火
航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等	航空灯火 / 灯質 / 光度 / 配置等
（略）	（略）
滑走路灯 / 発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光 / 航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ / 滑走路Ｄの両外側に各灯火の間隔約三十メートル	滑走路灯 / 白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光 / 航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ / 滑走路Ｄの両外側に各灯火の間隔約三十メートル
（略）	（略）
過走帯灯 / 発光ダイオード、航空赤の不動光 / 最大七百カンデラ / 滑走路Ｄの過走帯の末端	過走帯灯 / 白熱電灯、航空赤の不動光 / 最大千四百カンデラ / 滑走路Ｄの過走帯の末端

附　則

この告示は、令和七年九月十二日から施行する。